

後期高齢者医療制度にご加入のみなさまへ

高額療養費制度が変わります。

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、**上限額を超えて支払った医療費を払い戻す制度**です。
 上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて「**所得区分**」が決まっており、
 下表のように変わります。**※表中の朱書き部分が変更箇所です。**

所得区分 (自己負担割合)	自己負担限度額(月額) 平成29年8月から変更		標準負担額(1食あたり食事代) 平成30年4月から変更	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯合算)	入院時食事代	療養病床の場合
現役並み 所得者 (3割)	44,400円 → 57,600円	80,100円 <small>医療費が267,000円を超えた場合は、 (医療費-267,000円)×1%を加算 (多数回該当の場合44,400円)※</small>	360円 → 460円	460円 または 420円
一般 (1割)	12,000円 → 14,000円 <small>(年間上限額は144,000円)</small>	44,400円 → 57,600円 <small>(多数回該当の場合、44,400円)※</small>	460円	420円
区分Ⅱ (1割)	8,000円	24,600円	210円 <small>(長期入院は160円)</small>	210円
区分Ⅰ (1割)	8,000円	15,000円	100円	130円

※多数回該当の自己負担限度額は、過去12か月以内(診療当月を含む)に3回以上高額療養費が支給されている場合に4回目以降は44,400円となります。

限度額適用・標準負担額減額認定証お持ちですか？

医療機関を受診する際、「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」を窓口に表示すると、**窓口負担が自己負担限度額までになり、入院時は食事代も安くなります。**

対象となる方

1割の保険証をお持ちの方のうち、所得区分が**区分Ⅰ・区分Ⅱ**に該当される方

区分Ⅰ…世帯全員が**住民税非課税**で、かつ世帯全員の**所得が0円**の方

① 年金収入のみの場合は、年金収入が80万円以下の方

② 年金と他の収入がある場合は、

$(\text{年金収入} - 80\text{万円}) + (\text{年金以外の収入} - \text{必要経費}) = 0\text{円}$

↳ 年金収入が80万円未満のときは0円として計算

区分Ⅱ…世帯全員が**住民税非課税**の方(区分Ⅰに該当しない方)

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成29年 8月 1日	
被保険者番号	12345678
被住所	長崎市栄町4番9号
氏名	広域 太郎 みほん
生年月日	昭和 9年 1月 1日
発効期日	平成29年 8月 1日
有効期限	平成30年 7月31日
適用区分	区分1
長期入院 該当年月日	保険者印
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	39420005 長崎県後期高齢者医療広域連合

認定証の交付を受けるには

認定証が必要な方は、お住まいの市役所・町役場の後期高齢者医療担当窓口で、申請手続きを行ってください。

後期高齢者医療制度に加入前の保険で認定証を受けていた方も、改めて申請が必要です。

詳しくは、こちらへお問い合わせください。

お住まいの市役所・町役場の後期高齢者医療担当窓口

または **長崎県後期高齢者医療広域連合** 長崎市栄町4番9号
 TEL095-816-3930